

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十六年九月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十六年六月二十七日奈良県指令建第九四―二九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年八月二十六日建第八二九六号

三 開発区域に含まれる地域

五條市大野新田町一〇一番二及び一〇一番四の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

五條市大野新田町九二番地

平岡正臣

一 許可番号

平成二十六年五月十五日奈良県指令建第九四―四号

平成二十六年八月十八日奈良県指令建第九四―四―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年八月二十九日建第八二九七号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十六年八月二十九日建第四九九九号

三 開発区域に含まれる地域

葛城市東室一一二番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

御所市大字東松本三―一番地の六

奈良ミユキハウス建設株式会社 代表取締役 藤元幸

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市東室一一二番五の一部

下水道 葛城市東室一一二番五の一部